

医政経発0707第4号
薬生総発0707第1号
平成29年7月7日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

個人情報の適切な取扱いについて

平素より、医薬品行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

貴会における個人情報の適切な取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に鑑みて適切な取扱いが図られるよう、個人情報の漏洩の事実を把握した場合に、「個人情報の情報管理の徹底について」（平成16年4月22日付け医政経発第0422001号、薬食総発第0422001号）及び「個人情報保護の徹底について」（平成17年7月14日付け医政経発第0714001号、薬食総発第0714001号）（以下「両通知」という。）に基づいて報告がなされるよう貴会傘下の団体等に対し周知を依頼してきました。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の全面施行後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）により、本年5月30日以降、従前、厚生労働大臣等の各主務大臣が有していた個人情報保護法に関する所管事業者への監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、両通知を廃止することとします。

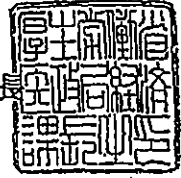
貴会におかれては、改正個人情報保護法の第47条第1項に規定する、認定個人情報保護団体に認定されていることから、今後、貴会傘下の団体等において漏えい等の事案が発覚した場合は、貴会にてその事実関係及び再発防止策等について、報告を受けていただきますようお願い致します。あわせて、貴会傘下の団体等において、適切な業務運営がなされるよう、引き続き、個人情報保護法関係法令等についてご理解いただくとともに、貴会傘下の団体等に対し、周知いただくようお願い致します。



医政経発第0714001号
薬食総発第0714001号
平成17年7月14日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局総務課長



個人情報保護の徹底について

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）が本年4月1日から施行されたところであるが、同法施行後3か月を経過し、民間事業者による個人情報漏洩の事案が散見されている。

このため、製薬業界におかれても個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の情報管理を徹底するなど個人情報保護のために必要な措置を講じるよう貴会傘下の団体等に対する周知方改めてお願いします。

特に、製薬業界においては、MR等が使用するモバイルパソコンの盗難・紛失が相次いで発生していることから注意喚起をするようお願いします。

なお、既に「個人情報の情報管理の徹底について」（平成16年医政経発第0422001号、薬食総発第0422001号）により、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに報告がなされるよう、貴会傘下の団体等に対し周知いただいているところであるが、今般別紙のとおり報告書様式を策定したので、同通知に基づき報告を行う際に活用するよう貴会傘下の団体等に対し、合わせて周知方お願いします。

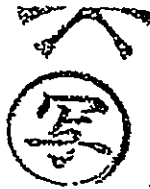
医政局経済課長 殿
 医薬食品局総務課長 殿

事業者名: _____
 報告日: _____
 報告者: _____

個人情報漏えい等に関する報告

標記について、「個人情報の情報管理の徹底について」（平成16年4月22日医政経発0422001号、薬食総発第0422001号）に基づき、以下のとおり報告致します。

①発覚日及び発覚の状況	
②事案の類型と概要 (類型は、主要なもの、重複選択可)	<input type="checkbox"/> a. 不適切な運用 (16条、23条) <input type="checkbox"/> b. 安全管理措置 (20条)、 <input type="checkbox"/> c. 従業員の監督 (21条)、 <input type="checkbox"/> d. 委託先の監督 (22条)、 <input type="checkbox"/> e. 内部犯行、 <input type="checkbox"/> f. 盗難、 <input type="checkbox"/> g. その他 () 概要: ()
③流出した個人情報の件数、内容、場所又は媒体	[件数] [内容] [流出場所又は媒体]
④警察届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑤個人情報保護規定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑥対応経過	
⑦被害者への対応	
⑧被害の拡大の可能性	
⑨事案の公表	
⑩漏洩した本人への対応	
⑪再発防止策 (社内対応)	
⑫備考	



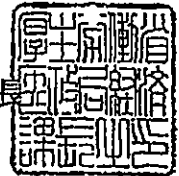
医政経発第0422001号

薬食総発第0422001号

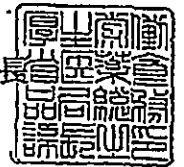
平成16年4月22日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局総務課長



個人情報の情報管理の徹底について

近時、個人情報の大量漏洩事案が多数発生し、IT社会の健全な発展にとって憂慮すべき問題となってきたことを踏まえ、標記のことについて、別添の通りIT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせがなされたところです。

ついては、個人情報保護に関する法令及び別添申し合わせの趣旨等を踏まえ、個人情報の情報管理を徹底するとともに、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに報告がなされるよう、貴会傘下の団体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

参考

民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について

平成16年3月12日

IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ

近時、民間の保有する個人情報の大量漏洩事案が多数発生しているところである。このような事案の増大はIT社会の健全な発展にとって、憂慮すべき問題になってきている。

このような状況に鑑み、政府としては、IT社会の実現に向けて、これまで以上に国民の信頼を得ることが必要であるという認識の下、民間の保有する個人情報の情報管理を徹底するため、下記の対策を講ずることとする。

記

1. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の情報管理の徹底を、改めて要請すること。
特に、近時の事案を踏まえ、保有する個人情報へのアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、企業の内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などを行うよう要請すること。
2. 関係省庁は、民間の保有する個人情報の漏洩事案の再発防止のため、所管の業界等に関する個人情報保護ガイドライン等について、必要に応じて、その策定・見直しを検討し、または関係者に対して策定・見直しの検討を要請するなど、常に十分な個人情報の情報管理の徹底を図ること。
3. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに所管省庁に報告するよう要請するとともに、その周知徹底を図ること。